

令和8年度採用 福岡市経済観光文化局投資交流推進部企業誘致課

会計年度任用職員（外国企業立地相談員（英語））募集案内

1 応募受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月23日（金） 【当日消印有効・海外からは必着】

2 募集内容

職名	外国企業立地相談員（英語）
採用予定人数	1人
職務の概要	(1) 外国・外資系企業（情報通信技術、健康・医療・福祉関連産業、環境・エネルギー関連産業、国際金融機関等）からの立地相談に対する英語での対応（対面・オンライン・メール・電話等による本市ビジネス環境や産業等の情報提供、立地交付金制度等の説明、来訪時の対応）及び誘致対象となる企業の調査業務 (2) 本市の英語等での経済交流事業の補助業務（英／日・日／英の翻訳及び通訳等） (3) その他上記に付随する業務で所属長が必要と認める業務
勤務地	福岡市経済観光文化局投資交流推進部企業誘致課 (福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所14階)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。
受験資格	1. 次の資格要件を全て満たす人 (1) 日本語を母国語とする場合は、TOEIC900点以上または実用英語技能検定1級、または同等のレベルの資格を有すること。日本語を母国語としない場合は、上記と同等の英語力に加え、日本語能力試験N1または同等のレベルの資格を有すること (2) 企業等での国際関連業務の勤務経験が2年以上あり、職務に必要な知識と英語による実務経験を有すること (3) パソコンによる業務（ワード、エクセル及びパワーポイントは必須）が可能であること (4) 国内外の出張ができること 2. 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第16条（抄）】 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの

	<p>(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政 府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに 加入した人</p> <p>※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3. 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見 込みがある）人</p>
--	---

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

(1) 一次試験（書類選考）

内容	提出書類を基に書類選考を行い、一次試験合格者を決定します。
合格発表	令和8年1月30日（金）頃に応募者全員に結果を文書で通知します。 ※2月4日（水）までに通知が届かない場合は、8の問い合わせ先までご連絡 ください。

(2) 二次試験

日時	令和8年2月8日（日）予定 ※詳細は一次試験合格者に通知します。
会場	福岡市内 ※詳細は一次試験合格者に通知します。
内容	<p>①筆記試験 日本語から英語への翻訳 及び 英語から日本語への翻訳</p> <p>②口頭試験 日本語から英語への通訳 及び 英語から日本語への通訳</p> <p>③面接試験 人物評価</p>
合格発表	令和8年2月下旬頃に受験者全員に結果を文書で通知するとともに、福岡市ホ ームページに合格者の受験番号を掲示します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員（外国企業立地相談員（英語））採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- (3) 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	週 5 日勤務（月曜日から金曜日）
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27時間30分 1日の勤務時間：午前10時から午後4時30分まで（応相談） 休憩時間：正午から午後1時まで
給与	月額 203,435円から 221,390円（地域手当相当報酬を含む。） ※令和7年度実績 採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
期末手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給
勤勉手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇・休業等の制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用あり
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償
服務	地方公務員法における服務に関する各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・給与等支給日：毎月20日（日額制、時間額制の場合は翌月20日） (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当は翌月20日) ・採用までに關係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更

6 応募方法等

提出書類	①履歴書（様式不問・日本語） ○記載事項 氏名（ふりがな）、生年月日、現住所、電話番号（平日昼間に連絡が取れる連絡先）、学歴・職歴、資格・免許、自己PR等 ○顔写真1枚 ・写真的サイズは原則として「30mm×40mm」としてください。 ・6か月以内に撮影した正面脱帽、無背景のものを添付してください。 ・写真裏面には氏名を記入してください。
------	--

	<p>②職務経歴書（様式不問・日本語）</p> <p>企業等での実務経験と英語力等について、詳しく記載してください。</p> <p>③資格免許状等のコピー</p> <p>「2募集内容－受験資格－1.－(1)」を証明する書類のコピーを必ず提出してください。</p> <p>④返信用封筒（一次試験結果の通知に使用します）</p> <p>110円切手を貼付し、宛先を明記したもの同封してください。</p>
受付期間	令和8年1月5日（月）～令和8年1月23日（金） 【当日消印有効・海外からは必着】
提出方法	<p>・<u>郵送のみ</u></p> <p>・封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡易書留で郵送してください。</p> <p>・特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。</p>
提出先	<p>〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市経済観光文化局 投資交流推進部 企業誘致課 外国企業立地相談員（英語）募集担当 宛</p>

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から1か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所14階

福岡市経済観光文化局 投資交流推進部 企業誘致課

TEL：092-711-4849 FAX：092-711-4354

E-mail：invest@city.fukuoka.lg.jp

※FAX、E-mailでお問い合わせの際は、送信後に電話をしてください。